

# 『日立市鮎川体育館』利用のきまり

平成 30 年 4 月 1 日  
日立市らぼーる協会  
(日立市指定管理)

## 1.利用できる方

- (1) 日立市民及び日立市に通勤・通学している方。
- (2) 地域住民の体育の普及および振興を図れる方。  
ただし次に該当するものは、利用できません。
  - ①公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
  - ②建物または器具類を破損する恐れがあるとき。
  - ③営利を目的とした活動と認められるとき。
  - ④宗教的、政治的な活動に関して利用するとき。
  - ⑤その他、管理上支障があるとき。

## 2.利用について

- (1) 開館時間 午前 9 時～午後 9 時
- (2) 利用時間

時間帯	利用時間
午 前	9 時～1 2 時
午 後 1	1 2 時～1 5 時
午 後 2	1 5 時～1 8 時
夜 間	1 8 時～2 1 時

※利用時間内に、着替え、用具の片付け、清掃時間も含まれます。

### (3) 休館日

年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）及び館内清掃のため臨時休館があります。

※公共の行事、協会の主催事業を最優先とし、予約後に変更になる場合があります。

## 3.利用方法

### (1) 団体の専用利用について

- ①利用する団体は、事前に「団体の概要」を提出してください。（団体登録）
- ②申し込み期間は、1ヶ月前から1週間前までとなります。なお、友の会会員グループは、3ヶ月前から申請ができます。
- ③利用日時をらぼーる協会へお問い合わせください。空いていれば、仮予約ができます。  
※仮予約した場合は2～3日中に「鮎川体育館専用使用許可申請書」を提出してください。
- ④申請書の受付は、女性センター1階事務室で。

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

土曜・日曜・祝日及び振替休日 午前9時～午後5時

### ⑤団体の構成人数は15名以上です

※土曜・日曜の午後1、午後2の時間帯、及び祝日・振替休日の午前9時から午後9時までは、個人利用のみで、団体の専用利用はできません。

## (2) 個人利用について

### ①原則として

- ・平日の団体予約のない時間帯。
- ・土曜・日曜の午後1・午後2の時間帯。
- ・祝日及び振替休日の午前9時から午後9時。(裏面記載の利用時間帯)

※ただし、2階トレーニングルームはいつでも利用できます。

②利用当日、鮎川体育館の窓口にある、「個人利用受付簿」に必要事項を記入し、利用してください。

## 4.利用上のお願い

### (1) 利用するとき

- ①申し込みは、利用者が正しく申請してください。(小学生のみの利用はできません。) 虚偽の申し込みが判明したときは利用を中止し、以降の利用をお断りすることがあります。
- ②利用を取り消す場合は、必ず連絡してください。(電話でも可)
- ③必ず体育館シューズにはきかえてください。
- ④他の利用者に迷惑をかけるような行為は慎んでください。
- ⑤駐車場を利用するときは、枠内に正しく駐車してください。駐車台数が限られています、できるだけ乗り合わせや公共の交通機関で来館してください。
- ⑥建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は、速やかに事務所に報告し、指示を受けてください。修繕・修理の費用は原則として破損させた当事者の負担とします。
- ⑦休憩室は、体育館利用者のみ、共同でお使いください。
- ⑧託児制度(有料)があります。ベビーシッターを手配しますので、1週間前までに申し込んでください。
- ⑨コピーについて
  - ・事務室のコピー機を利用するときは、原則10枚以内でお願いします。(1枚10円)
  - ・土曜・日曜・祝日及び振替休日のコピーはできるだけご遠慮ください。
- ⑩シャワーを使用する場合は、体育館窓口に声をかけ『シャワー利用簿』に必要事項を記入してから使用してください。(タオル類は各自ご持参ください。)

### (2) 利用後

- ①使用した設備・備品は、現状に回復し、整理してください。
- ②各自のごみは、必ずお持ち帰りください。
- ③責任者は、利用報告書を事務室に提出してください。

※上記に定めのない事項は、日立市らぼーる協会においてその都度協議します。

#### 《予約・申請のお問い合わせ先》

日立市らぼーる協会 (日立市女性センター内)

〒316-0036 日立市鮎川町1-1-10

TEL 0294(36)0554 FAX0294(38)2460

日立市鮎川体育館

TEL 0294(35)4935